

4熊情審第 10004-2 号  
令和 5 年 3 月 2 2 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会  
会長 森口 佳樹

## 答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審査会の結論

実施機関は、令和 3 年 1 2 月 2 8 日付 3 熊保育第 2 2 8 4 号により行ったその存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 3 年 1 2 月 2 0 日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町が [REDACTED] から収集した書類のうち、児童の病名や障害に関する個人情報が記載された書類。

#### 2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第 9 条及び第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 3 年 1 2 月 2 8 日付 3 熊保育第 2 2 8 4 号で審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 1 月 1 1 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び補充意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。



の対応は、重視すべき観点の1つであり、保護者が民営化後も安心して子どもを保育所に預けていただくためには重要な事項である。よって、より適切な移管先の選定という目的達成のためには、第2284号で請求の情報は必要不可欠である。

(2) 当該情報は、児童の病名や障がいといった、極めて繊細な個人情報であり、一般には存在自体も知られたくないものであることから、その取扱いには慎重かつ厳格に行うべきものである。

(3) 仮に部分公開又は非公開とすれば、応募事業者の在園児の病歴を公表することになり、また、応募事業者の在園児に障がいのある児童がいることを肯定し公表することになり、前述のとおり個人が一般に知られたくない事実を公にしてしまうため、その存在自体を回答すべきではないとした。

(4) 情報の性質を勘案すると、適切に収集しているからといって存否を明らかにできるものではなく、それぞれ別の観点で判断すべきであり、当該情報の内容はもとより、存否自体の公開についても、消極的に取り扱うべきものとする。

(5) 児童本人の利益についても、一般には存在自体も知られたくない情報であるため、存否を公開すると、そのような児童が応募事業者に在園することを肯定・公表することになり、本人の平穏かつ安心して保育を享受する利益を損なう恐れがある。

(補充理由説明書より)

(6) 民営化移管先事業者の選定においては、審査の視点として、虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか、を掲げ、事業計画書では、虐待等が疑われる子どもへの対応を問うていた。

(7) 前述の対応については、                    のノウハウ、企業秘密であり、存在自体を明かすことで、当該ノウハウの取得が危惧されるな                    活動上の正当な利益や競争上の地位を害するおそれがあるため、情報公開条例第6条により保護されるべき利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなることから、存否不応答としたもの。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、条例第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条及び第7条に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

## 2 争点について

公開を請求された情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるかが争点である。

## 3 本件処分の妥当性について

審査会において、本件公開請求に係る情報である「XXXXXXXXXX」の応募書類を確認したところ、存否を答えるだけで保護されるべき利益が公開された場合と同様に害されるとは認められないので、改めて公開決定等を行うべきである。

## 4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月20日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月 4日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年2月25日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年4月14日 補充説明書の受理
- ⑥ 令和4年5月 9日 補充意見書の受理
- ⑦ 令和4年6月10日 審議
- ⑧ 令和4年8月25日 審議
- ⑨ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

## 第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	